

今後の予定

1. 気候変動適応計画の令和4年度施策フォローアップ報告書について

- 10月26日 報道発表を行い、環境省のHPに掲載予定（報告書の別添も含む）。

2. 気候変動適応推進会議

- 令和6年3月頃の開催を予定している。
- 主な報告内容（予定）
 - ・ 気候変動適応計画の令和4年度施策フォローアップ報告書について
 - ・ 気候変動適応計画に基づく中長期的な気候変動適応に係る中間報告書について※¹
 - ・ 気候変動適応法施行後5年の施行状況検討について※²

※1 適応計画に基づく中長期的な気候変動適応に係る中間報告書

適応計画において、中長期的な施策の指標設定とフォローアップが規定されており、中間年に中間報告書を作成することとされていることから、令和6年3月頃を目途に中間報告書を作成し、気候変動適応推進会議に報告を予定。

※2 気候変動適応法施行後5年の施行状況検討

適応法において、施行後5年を経過した場合における施行状況の検討が規定されており、令和5年12月で施行後5年を迎える。適応法の施行状況の検討等については、令和5年6月に中央環境審議会地球環境部会の下で改組された「気候変動影響評価・適応小委員会」で行われる。当該検討状況は適時その進捗について推進会議に報告を予定。

【参考】気候変動適応計画（抜粋）

気候変動適応計画を見直していくためには、計画に基づく施策の進捗状況を定期的・継続的に把握し、必要に応じて評価を行うなど、PDCAサイクルの下で的確に進捗管理を行うことが必要である。短期的な施策の進捗管理については、分野別施策及び基盤別施策に関するKPIを設定し、年度ごとの指標の変化を確認するとともに、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」においてフォローアップを行うこと等により、計画に基づく各施策の進捗状況を的確に把握する。また、中長期的な気候変動適応の進展を把握するための指標を設定し、5年ごとに適応策の効果を把握する（中間年に中間報告書を作成）。

【参考】気候変動適応法 抄

附則第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。